

令和5年度 第1回学校運営協議会

令和5年4月28日(金)

朝霞市立朝霞第九小学校

家庭科室 10:00～11:00

【司会:教頭 記録:主幹教諭】

次 第

- 1 開会のことば
- 2 学校長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 規則等の確認
 - (1) 朝霞市学校運営協議会規則
 - (2) 市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針
 - (3) 朝霞市立朝霞第九小学校運営協議会傍聴要領
- 5 会長・副会長の承認(朝霞市学校運営協議会規則第9条)
会長(継続) (令和4年度 内田 明 様)
副会長(継続) (令和4年度 藤井 文雄 様)
- 6 会長挨拶
- 7 ・学校運営に関する基本的な方針の説明と承認(同規則第4条)
・熟議
- 8 今後の予定
 - ・第2回 令和5年 6月10日(土) 9:30
 - ・第3回 令和5年10月27日(金) 10:00
 - ・第4回 令和5年 1月31日(木) 10:00
 - ・第5回 令和5年 3月 4日(月) 10:00
- 9 閉会のことば

朝霞市立朝霞第九小学校 第1回学校運営協議会 名簿

NO	出席	氏名	備考
1	○	藤井 文雄	民生委員・児童委員
2	○	馬場 典成	東町内会役員
3	○	大熊 智恵	前学校評議員
4	○	網岡 麻衣	学校応援団コーディネーター
5	○	柏木 小百合	前学校・保護者連絡会代表
6	○	細田 秋男	前学校評議員
7	○	下田 純子	前学校評議員・花の木幼稚園理事長
8	○	江川 博基	前学校評議員・白百合学園理事長
9	欠	内田 明	元朝霞市立朝霞第一中学校 校長
10	○	小林 美加	朝霞市立朝霞第九小学校 校長
	○	田口 寛人	朝霞市立朝霞第九小学校 教頭
	○	倉林 大輔	朝霞市立朝霞第九小学校 主幹教諭

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うもの

とする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等につ

いて、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号。以下「公開条例」という。）第23条の規定に基づき、市と市民の情報の共有化を推進すること及び市民に対し審議会等の会議を公開することにより、市政への市民参加を促進し、市政の透明性、公正性を確保することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針で用いる用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報提供とは、市の保有する情報を任意に市民に明らかにすることをいう。
- (2) 審議会等とは、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正性の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査等を行う審議会、審査会等の会議とする。

(情報提供の対象)

第3条 実施機関は、個人情報など公開条例に規定する非公開情報を除き、次の各号に定める情報を情報提供の対象とすることができる。

- (1) 市の組織、事務の所掌、行事、事務事業（計画段階のものを含む。）の内容及び制度に関する情報
- (2) 市議会の本会議及び各常任委員会に提出した資料
- (3) 市の財政に関する情報
- (4) 統計処理された情報
- (5) 報道機関へ提供した情報
- (6) 公開請求を受けた場合に全部公開となることが容易に判断できる情報
- (7) その他各課長等が提供できると判断した情報

(情報提供の方法)

第4条 情報提供は、次に掲げる方法のうち、効果的なものを選択し、又は併用して行うものとする。

- (1) 広報紙等への掲載
- (2) 朝霞市公式ホームページへの登載
- (3) 市政情報コーナー又は各課等における閲覧又は写しの交付
- (4) パンフレット、リーフレット等、印刷物による配布
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 情報提供は、分かりやすい表現及び簡便な方法で行うよう努めるとともに、適切かつ丁寧な説明を行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第5条 情報提供において公文書等の写しの交付を希望する者の費用負担は、朝霞市長が行う情報の公開等に関する規則（平成14年朝霞市規則8号）第11条の規定を準用する。

(会議公開の原則)

- 第6条 審議会等の会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (1) 審査請求、苦情、あっせん及び調停に係る会議。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等（審議会等が審査請求人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。）を公開することができる。
 - ア 審査請求又は苦情に係る口頭審理等について当該審査請求人等から公開の申立てがあるとき。
 - イ あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。
 - (2) 公開条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査を行う会議を開催するとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき。
- 2 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- 3 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- (会議公開の方法)
- 第7条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
 - 3 審議会等の会長は、傍聴席に余裕がないとき又は会議の円滑な運営上その必要があると認められるときは、その事由を明示して傍聴者の人数を制限することができる。
 - 4 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決するものとする。ただし、審議会等の会長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
 - 5 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
 - 6 審議会等の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- (会議の傍聴)
- 第8条 何人も、第6条ただし書の規定により、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。
- 2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、審議会等の許可なく、会議の様相を撮影し、又は録音してはならない。
- (傍聴者への会議資料の提供)
- 第9条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴者に会議資料（公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。
- 2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴者に配布することに

より行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴者の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議開催の事前公表)

第10条 実施機関は、審議会等の会議を開催するに当たり、当該会議の開催日程等について当該会議開催の7日前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 実施機関は、第4条の規定により、次の各号に掲げる事項を情報提供するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開・非公開の別（非公開の時はその理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問合せ先（担当課）

3 審議会等の庶務を処理する課等（以下「事務局」という。）は、当該会議を開催する日の14日前までに、会議開催通知を市政情報課に提出しなければならない。

(会議結果通知及び会議録の作成)

第11条 実施機関は、審議会等の会議及び市職員で構成されている組織の会議（定例的な行事の確認及び報告等のための会議、事務打合せ等を除く。）の会議結果通知又は会議録を作成しなければならない。また、あらかじめ会議録等の作成方針を定めておくものとする。

2 事務局は、審議会等の会議終了後、会議結果通知及び会議資料を10日以内に市政情報課に提出しなければならない。

- (1) 会議録は、審議会等の会議終了後、速やかに作成し、60日以内に公表するものとする。ただし、会議結果通知を作成した場合は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の保管をもって当該会議録の作成に代えることができるものとする。
- (2) 会議録の内容については、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の記載事項)

第12条 会議録は、会議録（様式第3号）を用いて作成するものとする。ただし、実施機関は、必要があると認めるときは、会議の種類に応じて体裁を適時変更することができる。

2 会議録には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の職・氏名
- (5) 議題

- (6) 会議資料
- (7) 会議録の作成方針
- (8) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）
- (9) 発言の内容
- (10) その他審議会等が必要と認める事項

3 会議録には、発言者名を記載するものとする。

（会議等の結果の公表）

第13条 実施機関は、会議資料、会議結果通知及び会議録を市政情報コーナーで閲覧できるようにするとともに、市のホームページに登載し、公表しなければならない。

2 実施機関は、公開された会議の内容を録音した場合には、会議の会議録が確定するまでの間、提供により当該録音データを視聴に供することができる。

（会議録の調製）

第14条 市政情報課は、別表の審議会等の会議について、会議録の調製を行うものとする。

2 別表の事務局は、会議の開催日が決定した後速やかに、会議予定通知書を市政情報課に提出するものとする。

3 事務局は、会議の開催後、速やかに会議の内容がわかる録音データに会議録調製依頼書、会議次第、会議資料等を添えて市政情報課に提出するものとする。

4 市政情報課は、会議録調製依頼書の提出があったときは、会議録調製受付簿に受付年月日、担当課その他の必要な事項を記入するものとする。

5 市政情報課は、会議録の調製後、速やかに会議録の調製を依頼した事務局に対し、当該会議録のデータを送信するとともに、会議録調製報告書に紙媒体の当該会議録を添えて引き渡すものとする。

（審議会等の公開）

第15条 市長は、審議会等の名称、設置根拠等に関する資料を作成し、市民が閲覧できるようにしなければならない。

2 市長は、毎年1回、各審議会等の公開状況を取りまとめ、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 会議の開催数
- (2) 公開した会議の開催数
- (3) 非公開とした会議の開催数
- (4) 傍聴者の数

3 この指針による審議会等の会議の公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会に前項の公開状況を報告しなければならない。

4 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会は、審議会等の会議の公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議することができる。

（他の制度との調整）

第16条 この指針のほかにも別の規定がある場合は、その定めによることとする。また、情報提供に当たっては、個人情報など公開条例に規定する非公開情報に配慮しなければならない。

(情報提供施策の推進)

第17条 資料や印刷物の作成に当たり、今後の行政情報の電子化及び電子的情報での提供等
の進展状況を勘案し、電磁的記録での保有に努めるようにしなければならない。

(その他)

第18条 この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成31年4月1日)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

朝霞市立朝霞第九小学校学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第四小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

朝霞第九小学校 令和5年度 学校経営方針について

(1) はじめに

私たちは、何よりも子供への対応を第一に考え、人間として子供に規範を示す教師、子供を感化する教師であり続けたい。最大の教育環境は教師そのものである。

また、一人一人の子供のよさをさらに伸ばす教育、希望を持って学び続ける子供が育つ教育、一人一人の子供の居場所のある教育など、温かく丁寧な教育を目指したい。

教育は、教師の深い愛情と情熱、教えることへの強い責任をもってこそ達成される。教師一人一人の教育観や個性は尊重し、大切にされるべきであるが、その一方で、学校は経営体であり組織体である。朝霞第九小学校の組織としての力を十分結集・発揮する中で、学校力を向上し、特色ある学校を創り上げていく。

(2) 学校教育目標及び目指す児童像

心豊かでたくましい人間の育成

《知》すすんで学ぶ子 《徳》思いやりのある子 《体》たくましい子
<目指す児童像>

- 自ら課題を見付け、その解決に向けて試行錯誤し進んで学ぶ子
- いじめを許さず、人権感覚を身に付けた思いやりのある子
- 基本的な生活習慣を身に付け、体力の向上を目指すたくましい子
- 夢や志をもち、その実現に向け努力できる子

(3) 目指す学校像

「元気な挨拶と明るい笑顔で輝きのある学校」

- ・教職員が組織的に教育活動を推進する学校
- ・安全・安心な学校
- ・コミュニティスクールとして、地域とともにある学校

(4) 目指す教師像

- 子供たちの将来を預かる重大な責務があることを自覚し、絶えず高い倫理観と使命感を持ち、朝霞九小の教職員であるという誇りもつ教職員
- 主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たす教職員
- 多様なニーズに応えられる資質や能力を身に付け、高い指導力（授業と生徒指導が上手い）をもった教職員
- フットワークよく率先垂範できる教職員
- 学級間・学年間・低中高ブロック間・学校間・学校と家庭地域間のネットワークを構築し、フルに活用する教職員
- フットワーク・ネットワークを生かし、チームワークのある職場づくりを行う教職員
- ◎**やってみせ、言ってみせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ。**
話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。
やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず。
を体現できる教職員

(5) 学校経営方針

生きる力を育むため、確かな学力・豊かな心・健やかな体、自立する力の育成に向け、創意工夫した教育を推進する。また、学校の組織力を結集し、保護者や地域から信頼される特色ある学校づくりを推進する。

そのために、教職員が一人一人の子供の小さな変容をも見逃さず、子供が身に付けた知識・技能等、またそれらを活用して伸ばさせた思考力・判断力・表現力等の能力に対し、具体的に褒め、認め、励ます指導を充実していく。また、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特性を生かし、コミュニケーション能力の育成とともに、周囲の子供から認められる信頼される学級・学年・学校づくりを通して、一人一人の子供に安心感や自信、充実感、自尊感情、さらに将来への夢や希望を持たせる教育を目指す。

令和5年度の学校経営方針

学ぶ喜びと感動があふれ、地域から応援してもらえる朝霞九小
～チーム朝九小で、未来を育てる～

- (1) 現在の教育の重要課題を重点化し、不易と流行（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）の視点から教育活動を推進する。
- (2) 学校教育目標の具現化に向けた各種教育活動や取組は、目標やねらい等原点に立ち返って見直し・改善を図り、安全対策を考慮しながら実践をする。
- (3) 社会を生き抜く力（確かな学力、豊かな心、健やかな体、自立する力）を身に付けた児童を育成する。
- (4) 地域の宝である子供を真ん中に据え、コミュニティスクールとして、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開する「地域とともにある学校」を目指す。
- (5) 学校を取り巻く環境が変化する中で、「安心・安全な学校」づくりを推進するとともに、「子供たちが通いたい学校」・「保護者が通わせたい学校」・「教職員が働きたい学校」づくりを推進する。
- (6) 教職員のライフステージに応じて、意図的・計画的に一人一人の資質・能力の向上に努めるとともに、風通しがよく、教職員一人一人が居甲斐・やり甲斐・働き甲斐のある職場づくりを進める。また、子供たちと向き合う時間の確保、教職員の健康保持のため働き方改革を推進する。

(6) 学校経営方針のポイント

6つの基本の方針に基づいて学校経営を進めるが、それぞれの方針の取組のポイントは以下のとおりである。

(1) について

- 令和5年度も「学力の向上」を最重要課題とする。各種学力調査等の結果を踏まえ、「確かな学力」の定着に向けた取組を行う。
- 「不易」にあたる「教育に関する3つの達成目標」の「学力」・「規律ある態度」・「体力」の定着とともに、「道徳性」や「伝統や文化、郷土を愛する態度」を身に付け、伸ばす教育を行う。
- 「流行」にあたる新学習指導要領で示された「主体的、対話的で、深い学び」の追求＝「豊かな学び」 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、授業改善を図る。

- 体育的活動を充実させ「たくましい子」の具現化を図る。
- 「いじめ、不登校への対応」や「多様なニーズへの対応」を通して、一人一人の児童に寄り添った教育を展開する。(インクルーシブ教育の視点に立ち、**通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童へ、一人一人の教育的にニーズに応じた適切な教育を進め、特別支援教育の視点・ユニバーサルデザインの教育の充実を図る。**)

(2) について

- 前年度の反省や振り返りを元に、課題があれば改善策を考え、それらを反映させた教育活動の計画立案をする。実施後、振り返りをし、次年度への改善点を示す。
- 計画立案にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防には十分留意する。
- 目の前の児童をみて、どういう状況にあるかを「判断(評価)」(C)する。そして、その「評価」をもとに目指す児童像や目標に向かって、具体的な方策を「計画」(P)し、「実践」(D)する。実践する際には、改めて目の前の児童の状況を見て、取組の成果を「検証」(C)する。そして、それを元に、修正を加えたり、「改善策」(A)を考えたりする。こういった取組を、学校全体、そして各教室で日常的に展開していく。
- 各種教育活動の基本は、目標(ねらい)にある。したがって、その目標を達成するために戦略を立て、具体的な取組を考え、実践していく。
- 全ての教育活動は、子供のためにある。目の前の子供をどのように伸ばしていくか、できないところだけに目を向けるのではなく、少しでもできたこと・伸びたことを認め、そして褒めることで、自信をもたせていく。子供にプラスの評価を与えながら、自信を付けさせていくことで、自己肯定感、自己存在感をもてるようにする。

(3) について

- 学校応援団や地域、企業・NPO等の持っているコンテンツを効果的に教育課程に取り入れた「社会に開かれた教育課程」の編成を行う。
- 児童の実態を踏まえ、課題を重点化し、それらを解決・改善するための「社会を生き抜く力」を身に付けさせるためのカリキュラムマネジメントを進める。
- 「道徳性を育成する」ための道徳科の授業改善を進めるとともに、「道徳科全体計画別業」を基に、全教育活動を通して、校内環境の整備、道徳的判断力・心情・実践意欲・態度を育てる。

(4) について

- 「子供たちは、学校で学び、親の愛情によってはぐくまれ、地域の中で育つ。」という理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開できるようにする。
- 学校と家庭、学校と地域の双方向の連携を強化し、共に理解し合い、共に手を携えて進められるようにする。そのために、学校公開の機会をつくったり、各種たよりやホームページの内容を充実させたりすることで、本校の教育活動を知ってもらう。
- 学校に対する信頼を得て、保護者・地域から応援してもらえる学校づくりをするために、「クイックレスポンス」を心がける。縦(管理職・各主任)と横(学年間・ブロック間・分掌間)の報告・連絡・相談を欠かさないようにする。
- 幼・保・小・中学校間の連携を強化し、取組内容を充実させていく。近隣の幼・保との連携を通して、「小1プロブレム」への対応や朝霞第二中学校との連携を通して、「中1ギャップ」の解消に向けて、具体的な策を講じていく。

(5) について

- 学校周辺道路の大型車の交通量の増加し、学校周辺の工場や残土置き場に入出入りする大型車の増加等、学校取り巻く環境が変化してきている。**交通事故防止は今年度の重要課題の1つである。**
- 交通事故防止をはじめ、不審者遭遇への対応、災害時の避難行動等において、**自分の身は自分で守る子供を育成していくことが喫緊の課題である。**
- 開校42年目を迎え、施設・設備の課題も見られる。子供の安全を第一優先に、日常や定期的安全点検を行い、施設・設備による事故の防止及び安全管理を進める。
- 学校隣接地に住宅やマンションが建設され、児童増が見込まれる状況に対して、1学級の児童の増加にともなう机・椅子の不足、学級増にともなう普通教室の不足、教卓等の備品の不足等の課題が見込まれる。朝霞市教育委員会と連絡を取り合い準備・対応できるようにしていく。
- 本校は、河川に囲まれた場所に立地し、朝霞市防災マップの洪水浸水想定区域内にある。水害時を除く、災害発生時の地域防災拠点の1つである。『あさか防災ガイド&マップ』の周知をするとともに、校内の防災マニュアルの見直しを図る。

(6) について

- タイムカードの導入、退勤予定時刻の表示、自動応答機能付電話の導入等により、在校時間が減少傾向にある。引き続き、教職員一人一人の働き方を見直し、勤務時間の削減や負担軽減に向けた取組を進める。また、「ふれあいデー」「ノー残業デー」を設け、積極的な定時退勤や学期中の計画的な年次休暇取得を奨励していく。
- 本校からは教職員事故を出さない、という決意の下、教職員の事故防止に向けた取組を定期・臨時で行う。
- ライフステージに応じた教職員の資質の向上の場をつくる。
- 校務支援員を活用し、事務を削減するとともに休憩時間を確保する。
- 会議を精選するとともに、プレゼンテーション力を向上させる。

本年度の重点

令和4年度学校評価

【自己評価B】

「学校教育目標に向けて全教職員で組織的に取り組んでいる」

「安全・安心に配慮し、危機管理体制を整えている」

「基礎学力を身に付けている」「規律ある態度を身に付けている」「運動に意欲的に取り組んでいる」「保護者や地域と連携し、その教育力を学力や体力の向上に生かしている」

【保護者評価 80%以下（そう思う + ややそう思う）】

「学校目標『すすんで学ぶ子』に育っている」（75%）

「子供の興味や意欲、個に応じた指導をしている」（75%）

「子供の相談に乗ってくれている」（74%）

「給食・食育指導について適切に指導している」（79%）

【児童アンケート】

「自分で考えたり、行動したりする力がついている」	→ そう思わない	2 %
	あまりそう思わない	11 %
「毎日の学習がわかる」	→ そう思わない	3 %
	あまりそう思わない	11 %

1 学年・学級経営の充実

- ・ 学年、学級経営計画の立案と発達段階を踏まえた計画的な指導に努める。
- ・ 児童一人一人が生かされ、活躍できる学年・学級経営を進める。
(児童理解の充実)
- ・ 自治的活動を充実させ、非認知能力を育成する。
 1. 子どもの興味関心を引き出す環境を作る
 2. 子供が成功したら褒め、失敗しても責めない

2 学習指導の充実

- ・ 「わかる授業」の実践（「何がわかったか」「何ができるようになったか」→自分への気付きを大切にしたり振り返りを重視する）
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を推進する。
(対話：考えを伝え合うことによって新たな考えが生まれる・より考えが深まる)
- ・ 児童一人一人の学習達成状況を把握し、評価を生かした学習指導を推進する。
- ・ 読書活動を推進する。（朝読書、図書室の活用）

3 生徒指導・教育相談の充実

- ・ 児童一人一人への理解を深め、その自己実現を支援するとともに基本的な生活習慣・規律ある態度を身に付けさせる。
- ・ 日常の声掛け、教職員の率先垂範（共通理解・共通行動）により規範意識の高揚を図る。
- ・ カウンセリングの理論と技法を身に付け、カウンセリングマインドを生かした教育活動を推進する。

4 道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実

- ・道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を育成する道徳教育の充実を図る。
 (「自分がされて嫌なことは他人にしない」の指導を徹底する。)
- ・児童一人一人の人権意識を高め、他人の痛みを共有できる豊かな人権感覚を育む。
- ・個別の指導計画の作成と個に応じた指導の充実に努める。

5 体育指導の充実

- ・健康で安全な生活を主体的に実践できる児童の育成に努める。
- ・児童の体力向上を目指し、運動の楽しさを味わわせる体育授業実践を推進する。
- ・積極的に外遊びを奨励し、体力向上を図る。(運動機会の保障)

6 心なごむ教育環境の整備

- ・児童の作品を多く掲示するなど、掲示教育を充実させる。(掲示スペースの有効活用)
- ・清掃、美化活動を学校全体で推進し、きれいな学校づくりに努める。(もくもく清掃)
- ・四季を彩る草花等の生育を通し、豊かな心を育てる。(学校応援団との連携)

7 校内研修の充実

- ・学校課題研修を積極的に推進し、教職員の資質向上を図る。
- ・(新型コロナの5類引き下げを受け) 学校応援団や地域人材等、外部講師を活用して特色ある教育活動を一層推進する。
- ・人権教育、外国語教育、情報教育 (GIGA スクール構想への対応) 等の研修に取り組む。

令和5年度 朝霞第九小学校のスタートにあたって

(1) 事故防止・信頼される学校を構築するために

①教育公務員としての自覚と責任を持って

- 全体の奉仕者、憲法・法令等の順守（コンプライアンス）
- 教師は最大の教育環境、児童の手本（挨拶・服装・態度・言葉遣い等）
- 来校者、電話の対応にも丁寧な心遣いを！
一人の対応が学校の対応となる。今後、来校しない人にとっては、その対応が全てとなる。

②教育課程の「質」と「量」の確保を

- 年間指導計画に基づいた授業実践
- 専科・学年内での密な情報交流・情報交換
- 授業内容、指導方法及び評価結果は規準を基に説明責任

③信用失墜行為の撲滅（絶対起こさない体制づくり）

- 体罰（言葉の暴力）・セクハラ・飲酒運転等の非違行為の絶無
- 自らを守り、家族を守り、同僚・学校の信用を守る。

④うっかりミス・不注意による事故防止（ハインリッヒの法則）

- 交通事故、盗難、紛失等は自己責任、管理の徹底
- 個人情報保護の意識の徹底
- 互いに注意・相談し合える人間関係の醸成

⑤安全・安心な学校づくりのための条件整備

- 校内組織による安全教育・防犯教育の推進
- 集団登校（一斉下校）による登下校の安全確保

⑥配慮を要する児童への支援

- 校内の相互協力体制の確立
- 特別支援コーディネーターを中心とした関係機関との密接な連携

(2) お互いに気持ちよく勤務し、規律ある職場環境とするために

①職員同士も率先し、気持ちのよい元気な挨拶を

- 気持ちのよい挨拶は、相互理解のはじまり

②職員室は教員の執務室

- 机上、キャビネット上等、常に整理整頓し、使いやすい環境を
- 声の大きさにも配慮を（電話等の対応をしている場合もあります）

③職集、職員会議はポイントを絞って簡潔に

- 限られた時間をできるだけ有効に

④施設設備・備品の管理を的確に

- 使用後は迅速に所定の場所へ
- 故障、破損がある場合は、早めに担当に連絡を

⑤気軽に話し合え、支え合える人間関係づくり

- 一人で悩みや問題を抱え込まずに相談を
- 職員の豊富な経験やアドバイスを相互に伝え合う

(3) 教師のあたりまえ

- ①教室は安心して安全な場であり、常に整理整頓に努める。
- ②学級、学年の子供の名前と顔を覚える。(名前と呼ぶ ○○さん)
- ③授業のはじまりと終わりの時刻を守る。
- ④わかる授業を心掛け、教材研究に励む。
- ⑤指導のねらいを明確に、わかりやすい発問を心掛ける。
- ⑥学年だより、学級だよりは必ず起案、決裁後に印刷し、保護者に配付する。
(誤字・脱字、不適切な言葉等の防止)
- ⑦家庭との連携を密にし、保護者を安心させる。(必要に応じた家庭訪問)
- ⑧どんなことでも、報告・相談・確認を忘れずにする。(主任、教頭、校長)



令和5年度
朝霞市立朝霞第九小学校
グラウンドデザイン

学校教育目標

心豊かでたくましく楽しい人間の育成

・進んで学ぶ子 ・思いやりのある子 ・たくましい子

- ・日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の関係法令
- ・学習指導要領
- ・埼玉県教育大綱・第三期埼玉県教育振興基本計画『豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育』
- ・埼玉県指導の重点・努力点

目指す児童像

- 自ら課題を見付け、その解決に向けて試行錯誤し楽しんで学ぶ子
- いじめを許さず、人権感覚を身に付けた思いやりのある子
- 基本的生活習慣を身に付け、体力の向上を目指すたくましい子
- 夢や志を持ち、その実現に向け努力できる子

元気な挨拶と明るい笑顔で輝きのある学校

- 組織的に教育活動を推進 ○安全・安心 ○地域とともに

目指す教師像

高い倫理観と使命感を持つ教師
ネットワークを構築し活用する教師
謙虚さをもち努力を惜しまない教師

- ・朝霞市教育振興基本計画「21世紀を心豊かに生きる力をはぐくむ朝霞の教育」
- ・保護者、地域の方の願い
- ・地域、児童の実態・社会の変化

学校経営基本方針

- 豊かな学びを通して喜びと笑顔あふれ、地域とともにある学校づくり ～チーム九小で、未来を育てる～
- 1 現在の教育の課題を重点化し、不易と流行（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）の視点から教育活動を推進します。
 - 2 学校教育目標の具現化に向け、各種活動や取組は目標やねらいに立ち返って見直し・改善を図り、実践します。
 - 3 チーム朝九小で「社会を生き抜く力」を身に付けた児童を育成します。
 - 4 地域の宝である子供を真ん中に据え、コミュニティ・スクールとして、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開する「地域とともにある学校」づくりを進めます。
 - 5 「安心・安全な学校」、「子供たちが通いたい学校」、「保護者が通わせたい学校」、「教職員が働きたい学校」づくりを推進します。
 - 6 ライフステージに応じた教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、風通しがよく、教職員にとって居甲斐・やり甲斐・働き甲斐のある職場づくりを進めます。

今	年	度	の	重	点	！
学年・学級経営の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・経営計画の立案と発達段階を踏まえた計画的な指導 ・一人一人が生かされ、活躍できる学年・学級経営 ・非認知能力の育成 	学習指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を推進 ・一人一人の学習状況を把握し、評価をいかした学習指導を推進 ・読書活動の推進 	生徒指導・教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣、規律ある態度の育成 ・深い児童理解と自己実現の支援 ・カウンセリングマインドを生かした教育活動の推進 	道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実、人権意識の高揚 ・個別の指導計画の作成と個に応じた指導の充実 	体育指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活を主体的に実践できる児童の育成 ・運動の楽しさを味わわせ体力を高める体育授業実践 ・運動機会の保障 	心なごむ教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、美化活動を推進、綺麗な学校づくり ・掲示教育の充実 ・四季を彩る草花等の生育 	校内研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校課題研修を推進 ・教職員の資質向上 ・特色ある教育活動の一層の推進 ・人権教育、外国語教育、情報教育等の研修





朝九小だより

朝霞市立朝霞第九小学校

令和5年 4月 10日(月)

4月号 児童数 387名

TEL: 048-466-4481

<http://www.asakadai9.city-asaka.ne.jp>

【学校教育目標】 「心豊かでたくましい人間の育成」

すすんで学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子

【めざす学校像】 「元氣なあいさつと明るい笑顔で輝きのある学校」



令和5年度スタート！

一人一人を大切に、良さをより輝かせます

校長 小林 美加

春の陽光を受けて、元気いっぱいにご子供達が登校してきました。子供達の表情の中に、希望とやる気があふれ、キラキラした輝きを感じ、とても嬉しく思いました。

進級おめでとうございます。そして、明日、ピカピカの1年生が入学してきます。ご入学、誠におめでとうでございます。心よりお祝い申し上げます。新1年生72名を迎え、全校児童387名、1～6学年各2クラス、あおぞら学級2クラス、計14学級でのスタートとなります。

この度、田中 誠前校長の後、第13代校長として着任いたしました小林 美加(こばやし みか)と申します。喜びとともに、身の引き締まる思いでいっぱいです。

私は、教育は子供の幸福のためにあると思っています。そのためには、ありのままの子供達を受け入れ、良さを認め、励まし、伸ばしていくことが必要です。チーム朝九小として教職員が一丸となって教育活動にあたり、子供達一人一人を大切に、良さをより輝かせることができるよう努めてまいります。

そして、全ての子供達に学校が大好き、学校は楽しいと言ってもらえるよう全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本校の学校教育目標は、『心豊かでたくましい人間の育成』です。めざす児童像として、「すすんで学ぶ子」、「思いやりのある子」、「たくましい子」としています。基本的な生活習慣を身に付けるとともに、自ら課題を見付け、その解決に向けて試行錯誤しながら、確かな学力と体力を身に付けてほしいと思います。何よりも、これからの社会をたくましく生き抜く、思いやりあふれる優しい子供達を育てていきたいと思っています。今年度も「知・徳・体」のバランスの取れた生きる力の育成、また自立する力(⇒夢や志をもち、その実現に向け努力できる子)の育成に向け、保護者の皆様、地域の皆様のお力を借り、ともに手を携えて、取り組んでまいります。

保護者、地域の皆様には、本校の教育活動を御理解いただくとともに、御協力、御支援を賜りますよう、1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

4月学校行事等予定

1	土	春季休業日（～7日まで）
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	6年準備登校（午前）
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	第1学期始業式 学級活動 安全点検日 市内公立中学校入学式
11	火	3時間授業 第42回入学式 受付13:00 開式13:30
12	水	1年生通学班登校開始 音楽朝会(校歌) 3時間授業 身体計測4・5・6年
13	木	給食開始 4時間授業 身体計測1・2・3年・あおぞら
14	金	視力・聴力検査2年
15	土	
16	日	
17	月	視力・聴力検査5年
18	火	6年全国学力・学習状況調査(国・算) 視力・聴力検査1年
19	水	視力・聴力検査3年 1年交通安全教室(2校時) ボール投げ教室(～5/9まで) 委員会活動① 朝霞市教委教育長訪問
20	木	授業参観・懇談会2・3年 懇談会1年 耳鼻科検診全学年 全校集金日
21	金	1年生を迎える会 1年ならし給食① 視力検査4・6年・あおぞら 授業参観・懇談会4～6年・あおぞら ふれあいデー
22	土	
23	日	
24	月	1年ならし給食② 地域訪問①
25	火	1年通常給食開始 尿検査一回回収日 全校6年こころの劇場
26	水	6年全国学力・学習状況調査(質問紙) 1年心臓検診 尿検査回収予備日
27	木	内科検診全学年 地域訪問② 学校・保護者連絡会①
28	金	第1回学校運営協議会 離任式
29	土	昭和の日
30	日	

転出職員紹介

転入職員紹介

4月の下校時刻の変更

(時刻は目安であり、多少前後します)

4月10日(月)始業式・3時間授業 2～6年下校11:30

4月11日(火)3時間授業・入学式 2～5年下校11:30

6年入学式後下校15:00【弁当持参】

入学式受付13:10 1年下校15:00

4月12日(水)11:30頃下校

4月13日(木)2～6年13:30頃下校

*授業参観・懇談会日の該当学年は5時間授業となります。

*1年生下校11日～19日11:30 21日・24日13:30

【就学援助制度について】

経済的理由により教育の機会が失われないように、学用品費の一部や給食費等を援助する制度があります(所得要件等あり)。今年度の申請を4月1日から受け付けています。4月当初にお子様を通じて案内チラシを配付いたします。詳しくは朝霞市教育委員会教育管理課までお問い合わせください。

教育管理課(市役所4階) TEL048-463-0793

【令和5年度本校職員紹介】～よろしくお願ひいたします～



朝九小だより

朝霞市立朝霞第九小学校

令和5年 5月 1日 (月)

5月号 児童数 387名

TEL: 048-466-4481

<http://www.asakadai9.city-asaka.ne.jp>

【学校教育目標】 「心豊かでたくましい人間の育成」

すすんで学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子

【めざす学校像】 「元気なあいさつと明るい笑顔で輝きのある学校」



「1年生を迎える会」で九小の心が一つに！

校長 小林美加

青葉若葉のさわやかな季節となりました。新しい学年が始まって1カ月が経ち、子供達は新しい学年・クラスに少しずつ慣れ、元気に学校生活を送っています。

先日は、御多用の中、授業参観・懇談会(6年修学旅行説明会)にお越しいただきありがとうございます。今後も、子供達一人一人の幸せと健やかな成長という学校・家庭共通の目的の実現に向けて、連絡を取り合いながら、相互に理解を深めていけるように、教職員一同、努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、4月21日に「1年生を迎える会」を行いました。体育館に全員が集まって行うことができたのは3年ぶりでした。6年生のお兄さんお姉さんと手をつなぎ、花のアーチをくぐって入場して、ひな壇に座った1年生は、とても嬉しそうでした。次に各学年から歓迎の出し物がありました。2年生は、鍵盤ハーモニカで「こいぬのマーチ」を上手に演奏してくれました。3年生は、力強い応援と「勇気100%」を心を込めて歌ってくれました。4年生は、黄色と青のスカーフで海の様子を上手に表現しながら息のぴったりあった踊りを見せてくれました。5年生は、「あたりまえ九小」を歌いながら、気を付けないといけないことや必要なことを教えてくれました。楽しくてみんなが笑顔になりました。6年生は、若葉マンが登場して九小のいいところや楽しいところを劇で教えてくれ、「毎日元気に学校に来てね」という優しい気持ちが伝わってきました。最後に1年生が、お礼の言葉と「ドキドキドン！1年生」の歌を元気いっぱい歌ってくれ、とてもかわいかったです。途中から自然にみんなから手拍子がおこり、1年生の歌をもりあげてくれました。教職員も含め2年生から6年生のあたたかい気持ちと、九小のみんなの心が一つになったことに感動し、幸せな気持ちになりました。今後も、このような児童会活動を通して、目標やめあてをもって全力で取り組む中で、自主性や主体性を伸ばしながら、一人一人が「キラリ」と輝いてほしい、さらに、達成感や感動を味わってほしいと思います。これからも子供達の活躍を期待しています。



いよいよ、楽しみにしていたゴールデンウィークを迎えます。心と体をしっかり休めるとともに、交通安全や健康に気をつけてお過ごしください。どうぞよろしくお願ひいたします。

5月の行事予定

1	月	朝読書 地域訪問③
2	火	避難訓練ショート 地域訪問④
3	水	祝日・憲法記念日
4	木	祝日・みどりの日
5	金	祝日・こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	通学班会議・一斉下校
9	火	全校朝会 眼科検診全学年 埼玉県学力・学習状況調査6年
10	水	埼玉県学力・学習状況調査5年 安全点検日 新体力テスト室内（～26日）
11	木	集金日
12	金	埼玉県学力・学習状況調査4年 学校・保護者連絡会総会
13	土	
14	日	
15	月	学力向上①
16	火	体育朝会（2～6年） 4年自転車運転免許実技試験
17	水	学校・保護者連絡会②
18	木	修学旅行6年①
19	金	修学旅行6年② ふれあいデー
20	土	
21	日	
22	月	朝読書
23	火	児童集会 全校4時間授業（下校 13：00）市内一斉教科等主任 研修会（午後）
24	水	クラブ① 新体力テスト屋外（～27日）
25	木	
26	金	学校訪問のため14：30頃下校
27	土	
28	日	
29	月	学年学級の時間
30	火	音楽集会4年
31	水	歯科健診全校 歯みがき教室2年

5月生活目標 チャイム着席を守ろう

修学旅行

6年生は18日（木）、19日（金）に修学旅行があります。この二日間、登校班に6年生がいません。協力して安全に登校できるよう、ご家庭でもお声かけと見守りをお願いします。

音楽朝会の公開について

毎月音楽朝会を開催し、各学年の合唱や合奏の発表をしています。音楽朝会は発表学年の保護者にのみ公開しております。

発表日及び発表学年は、次の通りです。

☆時間 8:15～8:30 ☆場所:体育館

5月30日（火）4年 6月27日（火）6年
10月24日（火）5年 11月21日（火）2年
12月12日（火）1年 1月23日（火）3年

参観される場合は、保護者用名札・上履きをご持参の上、受付（8:00～8:10）を済ませてご入場ください。

埼玉県学力・学習状況調査について

今年度より、4・5・6年別の日に行います。実施方法は、タブレット端末を使用して回答します。前日にタブレット端末を学校で保管しますので、充電を完了した状態で持たせてください。

学校電話の自動応答について

本校では、18:00～翌7:30 自動応答機能付き電話を利用しております。また、本校職員の勤務時間は8:15～16:45の為、この時間帯以外においても職員不在等により自動音声による応答が流れる場合があります。緊急の場合は朝霞市教育委員会にご連絡いただけますようお願いいたします。また、「ふれあいデー」は定時退勤日となります。

【就学援助制度の取り扱い変更について】

①年度末までに申請されたものが認定された場合、4月1日に遡って認定となります。但し、所得要件以外による認定者については、当該要件を満たした日の属する月の1日を認定日とします。

②継続審査が導入され、一度申請すれば、中学校卒業まで申請書の提出が不要となります。

③電子申請が可能になりました。

詳しくは、朝霞市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/shuugakuennijyoseido2021.html>

※制度についてご質問・ご相談したいときは、担当課（教育管理課：048-463-0793）までご連絡ください。